

# 平成26年第13回教育委員会

## 臨時会会議録

平成26年10月27日

東久留米市教育委員会

## 平成26年第13回教育委員会臨時会

平成26年10月27日午後4時01分開会

市役所6階 602会議室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名  
(2) 諸報告  
①学童保育の現状と今後の課題について  
②その他  
(3) 「東久留米市教育振興基本計画～平成26年度事業計画」について  
(4) 平成26年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について
- 

### 出席委員（5人）

委員 長	尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ
教 育 長	直 原 裕

---

### 東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
総 務 課 長	林 幸 雄
学 務 課 長	傳 智 則
生涯学習課長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	井 尻 郁 夫
子ども家庭部長	西 川 昌 彦
子育て支援課長	相 川 浩 一

---

### 事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

---

傍聴者 1人

### ◎開会及び開議の宣告

(開会 午後4時01分)

○尾関委員長 これより平成26年第13回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席であり、会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。

本日は、諸報告において、「学童保育の現状と今後の課題」についてご説明いただくため、子ども家庭部長と子育て支援課長においていただいています。よろしくお願いいたします。

---

### ◎会議録署名委員の指名

○尾関委員長 日程第1、「会議録署名委員の指名」について。本日の署名委員を指名します。2番の名取委員をお願いします。

○名取委員 はい。

---

### ◎議案の追加と会議の進め方

○尾関委員長 日程第2に入る前に、議案の追加と会議の進め方について説明をお願いします。

○林総務課長 先ず議案の追加ですが、「議案第72号 東久留米市教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認について」「議案第73号 東久留米市教育振興基本計画 平成26年度事業計画の策定について」「議案第74号 平成26年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」、以上3件の追加をお願いします。

進め方ですが、諸報告終了後、議案第73号と第74号の審議を行い、最後に人事案件の第72号の審議を行っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○尾関委員長 ただ今、人事案件の議案である第72号、平成26年度事業計画の議案である第73号、補正予算案の議案である第74号を追加し、先に議案第73号と74号を審議し、最後に人事案件の議案第72号を行いたいとの説明がありましたが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、お手元に配付している新しい日程により進めさせていただきます。

なお、人事案件の審議は非公開とします。

---

### ◎傍聴について

○尾関委員長 傍聴者はいらっしゃいますか

○鳥越係長 いらっしゃいます。

○尾関委員長 では、お入りいただきます。

(傍聴者入室)

---

### ◎諸報告

○尾関委員長 日程第2、「諸報告」に入ります。「学童保育の現状と今後の課題について」、子ども家庭部長から説明をお願いします。

○西川子ども家庭部長 子ども家庭部長の西川と申します。よろしくお願いいたします。日ごろ教育委員の皆さまには教育行政はもとより市政全般にわたり、特に、私ども子ども家庭部の関係も含めてご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。本日はお手元配付の資料

により、後ほど担当課長から学童保育関係の説明をしますが、まずは概括的に子ども子育て支援制度の関係について、私から説明します。

平成27年4月に「子ども子育て支援新制度」がスタートするため、現在、子ども家庭部ではそれに向けていろいろな準備をしているところです。特に、この新支援制度の中で「子ども子育て会議」を設け、関係各方面からのご参画をいただきながら、事業計画の素案を策定している最中です。10月1日号の市報には、新制度になると学童保育をどのように利用していけば良いのかについて周知しましたが、現在もいろいろと議論しています。1年ぐらい前になりますが、学童保育所の関係については、まずは、支援制度全体の中でのニーズ調査を全自治体で実施することになっています。そのニーズ調査を実施し、併せて悉皆調査になりますが、市立小学校の2年生の児童を通じて保護者に同様の調査をしました。そういうニーズを汲み取り、事業計画ではそういうニーズに応えるような供給計画をつくるのがこの支援事業計画のエキスと言いますか、肝心な部分になるわけです。

本日は、大きく二つに分けて説明します。前段では、幼児期の学校教育の関係について説明します。市内には八つの私立幼稚園があります。この支援新制度の中では、各幼稚園が取り組みを選択できるようになっています。来年の4月に向けて、従前どおりの形態で幼稚園を運営することもでき、新制度の中で移行していくという二つの選択肢があります。この八つの幼稚園では1園が新制度に移行し、7園は従前どおりの形態で引き続き運営していくことを確認しています。今後も、幼稚園については新制度の内容について協議しながら、場合によっては時期を見て新制度に移行していくという考えを持っている園も若干あるようですので、引き続き協議を続けていきたいと思っています。

また、これから説明します学童保育についてですが、まずはニーズを把握させていただきました。新しい事業計画にどのようにニーズを整理していくかということになります。小学校は13あり、学校の敷地にそれぞれ学童保育所を設置しています。昨年度までは待機児童と言いますか、学童保育所における待機という状況はなかったのですが、今年度に初めて、第九小学校のくぬぎ学童保育所で、10人程度の待機児童が出ました。

一方、そういった実態や把握したニーズに見合うように新たな基準ができました。今までは対象の学年が3年生までだったのですが、新たにすべての学年が対象となったため、必然的にニーズは増えてきました。そういう中で、13の学童保育所の現況と見込みとの関係については資料を基に教育委員会とも協議しながら、ニーズにどのように応えていくか、学校の協力などもいただきながら、確保方策につなげていきたいと考えています。

○相川子育て支援課長 子育て支援課長の相川です。資料の「児童福祉法における放課後児童健全育成事業（学童保育）の改正点」をご覧ください。児童福祉法第6条3の2により、「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童」で、3年生までが対象となっていました。改正後は下線のとおり、「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童」となり、来年4月にスタートする新制度では、学童保育の対象は小学1年生から6年生までとなります。

裏面の「(参考)放課後児童健全育成事業『量の見込み』補正について(低学年・高学年合計)」をご覧ください。中央の表が今年の4月1日の時点の定員、1年生から3年生までの数です。定員は学校によって異なりますが、第九小学校では定員90人に対して利用数が91人となっており、定員オーバーしています。左側の表は「補正後」ですが、子育てのニ

ーズ調査の関係から、量の見込みを想定しました。4年生以上も対象ということなので、小学校2年生を対象とする昨年の調査も含め、補正しています。右側は「現況定員」の表です。定員からどれだけオーバーするかを示しています。第一小学校で「12」とあるのは、100人の定員のところ予定では88人なので、12人の余裕があるということです。第五小学校から下の学校に△マークが付いていますが、これは不足分の数字です。小学校では学校ごとに学童保育を設けていますが、第一と第二の二つがある学校もあります。13の小学校の中で学童保育の数としては20ありますが、学校単位にした表記となっています。Jの欄の「年度」の横に※印がありますが、第五小学校、第六小学校、第七小学校、第九小学校、小山小学校、神宝小学校、南町小学校などの七つの小学校地区では定員オーバーと予測されず。第九小学校のくぬぎ学童保育では、今年4月当初には7人の待機児童がおり、6月には12人、9月には5人、10月にも5人、11月には待機児童はゼロの予定となっています。今年第九小学校への申請者が多かったため、27年度の計の欄を見ると現在90人の定員であるため、待機児童が18人出たという状況になっています。今後、教育委員会と協議を重ねながら、また、小学校にも協力をいただいて対策を考えていきたいと思いを。

○尾関委員長 質疑に入ります。何か伺うことはありますか。

○名取委員 南町小学校は定員70人で利用者が72人となっていますが、待機児童は出なかったのですか。

○相川子育て支援課長 南町小学校については、途中で1人増という、弾力的な運用をしてもらえたため待機児童は出ませんでした。

○名取委員 待機児童になってしまった子どもはどのような扱いになるのですか。

○相川子育て支援課長 先ずは、毎月、申し込みをしていただきます。第九小学校では第1次の締め切りが1月ですが、その段階で既に定員オーバーとなりました。その後、遅れて申請した方や4月以降に申請された方、転出入や転居された方がおいでになり、待機していただいています。他の学童を紹介すれば良いということではありませんので、どのような方法で対応できるかについて、お子さんに関するさまざま支援の紹介はこれまでも行っています。しかし、学童保育には入れない状況が一定期間続いてしまっています。後は、保護者の就労状況に変化があればお伝えくださいということで、待機されている方の条件もそれぞれ異なるため、その都度、毎月変化があれば連絡をいただくようにしています。空きが出た時点で、保護者の就労状況や家庭状況の変化を確認し、必要度の高い方から順次、入所していただきました。

○名取委員 入れた場合は先着順でしたか、それともくじ引きで決めたのですか。

○相川子育て支援課長 欠員が生じた時点で必要度の高い方からの入所となりますが、就労状況の確認等を行う入所審査を経て、その時点での順位を付けています。

○名取委員 待機児童が出そうとだいうときには各学童の枠を広げることができますか。

○相川子育て支援課長 現在も第九小学校については90人定員のところ、弾力化という形で、93人まで受け入れています。

○矢部第一職務代理者 部屋の広さや指導員の数などいろいろ基準があり、簡単には定員枠を広げられないと思いますが、資料を見ると、27年度の現時点でのニーズ調査で不足が出ています。どれぐらいの学校で、現時点での弾力的な対応でカバーできると考えられますか。

- 相川子育て支援課長 部屋の広さ等の問題があるため、1割の弾力化を行うことは非常に厳しいと考えており、5%ぐらいが限度ではないかと思っています。ただし、定員と面積で各学童を割ると若干面積が異なりますが、基準では一人当たり頭おおむね1.65㎡基準があるため、それを一つの基準として弾力的な運用と考えています。職員の配置ですが、現在の職員配置については余裕を持たせてあります。子どもが多く入るような状況が生じれば、臨時の職員を入れて対応しています。
- 矢部第一職務代理者 おおむね5%程度が弾力的な限度であることは分かりました。1月の締め切りの時点で数字が変わってくると思いますが、「待機」という対応しか取れないのでしょうか。
- 西川子ども家庭部長 対応については教育委員会とも協議しています。今後、学校側の状況も踏まえ何かご協力いただけるようなことがあれば、例えば、余裕教室を利用できるのかどうかなどといったことも視野に入れながら、対応策につなげられればと思っています。
- 尾関委員長 ニーズ調査をした結果、希望者の数が増えたということですが、高学年の子どもの希望が増えているということですか。
- 西川子ども家庭部長 大きくは対象が増えたため、必然的にニーズにも反映されています。
- 尾関委員長 2年生全員にニーズを聞いたということですが、いきなり5～6年生がドット入ってくるような想定はしていないのですか。
- 西川子ども家庭部長 支援制度の中で、一律にニーズ調査の項目がありました。就学後の児童がいる家庭における把握と、2年生全員の悉皆調査では基本的には同様の項目を入れ、さらに「高学年になっても学童を使いたいですか」という項目も入れて把握に努めました。委員長が言われたとおり、急に、5年生で利用したいというお子さんが出ることもあり得ます。
- 尾関委員長 反映した部分がこれぐらいであるということですね。これ以上の要素により、この数字から大きく乖離することはないだろうと考えて良いですね。
- 西川子ども家庭部長 そのように考えています。
- 尾関委員長 この大枠の部分を対策として考えていけば良いということになりますね。
- 松本第二職務代理者 子ども家庭部としては、今後、部屋のスペースを広くしていくという考えはありますか。
- 西川子ども家庭部長 学童保育のスペースを拡張する考えはありません。もともと国が示しているプランがあり、そのプランに準拠した形での対応を考えています。それによると、現状のスペースを拡張するというのではなく、示されている考え方の一つに余裕教室の活用があります。それらを準用する考え方に立って整理していきたいと思っています。
- 松本第二職務代理者 スペースを広げるには費用がかかりますからね。一般的に考えると、学校ごとに学童保育を行うのですから、放課後は空いた各教室を借りられたらどうかと思います。
- 矢部第一職務代理者 学校の協力を得て余裕教室を使うという考えもありますが、その場合、具体的にはどのような使い方がありますか。例えば、学童の主なる生活の場所としての枠を広げて、本拠地という大変ですが、主な場所としては定員をオーバーしても現在の本館に一旦全員を受け入れる。活動の形態によっては教室も利用するという考えなのか。または、増えた人数分については第3学童として、教室での学童を新たに開設するということで募集して振り分けるようにするのか。学校をどのように使えるのかが前提になりますが…。

とにかく待機している児童をシャットアウトするのではなく、できるだけ多く受け入れたいという考えの下で、どういう方法が取れるのかということだと思います。そのときに第1と第2があったら一旦受け入れて、その中で教室も使った展開を考えるのか、それとも、制度的に認められないというレベルの方針があめるのであれば三つになる、という考えですか。

○西川子ども家庭部長 矢部委員から大変分かりやすいお話がありました。まさにおっしゃるとおりです。子ども家庭部としましても、今後、学校や教育委員会と検討させていただきながら、先ずはそういった活用ができるかどうかから始めます。その後、一つは学童保育所としての活用を前提に考え、そこに、国から示されているマニュアルを準用しながら、問題なく、また、責任の所在なども整理をしながら、約束事をきちんと取り交わした上で実施に結び付けていきたいと考えています。

○尾関委員長 学校と学童の所管は文部科学省と厚生労働省と異なりますが、一つの市の中での対応になりますので、そういう壁を抜きにして一緒に考えて良い方向にしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。この件については以上にとどめます。

ここで、子ども家庭部長と子育て支援課長は退席されます。ありがとうございました。

(子ども家庭部長、子育て支援課長 退席)

---

#### ◎議案第73号の上程、説明、質疑、採決について

○尾関委員長 日程第3、「議案第73号 東久留米市教育振興基本計画 平成26年度事業計画の策定について」を議題にします。教育長から提案理由の説明を求めます。

○直原教育長 「議案第73号、東久留米市教育振興基本計画～平成26年度事業計画の策定について」上記議案を提出します。平成26年10月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、5年間の計画期間である「東久留米市教育振興基本計画」が平成26年8月に策定されたことにより、単年度計画を策定する必要があるためです。内容については教育部長から説明します。

○東教育部長 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、東久留米市における教育振興に関する基本的計画を定めることを目的として、今年8月に「東久留米市教育振興基本計画」を策定しました。この計画は市の長期総合計画基本構想を踏まえるとともに、教育委員会で定めた教育目標を基に策定されたものです。また、各種個別計画との連携を図りつつ、教育行政における最上位計画として位置づけられたものとなっています。

同計画は四つの柱と、それぞれ四つの基本施策からなる体系となっています。この基本施策と具体的施策に基づき、平成26年度の事業計画を策定しました。それぞれの内容についての柱、基本施策、ポイントとなる点などについては各所管課長から説明します。

○加納指導室長 一つ目の柱「人権尊重と健やかな心と体の育成」について説明します。指導室では10の事業計画を立てています。「①人権教育と心の教育の充実」では人権教育推進委員会の開催による人権教育の指導計画の見直しや、豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした人権標語、ポスター、作文などの募集を実施しています。また、いじめ防止対策推進条例の策定によりいじめ防止対策を総合的に推進することや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、いじめと不登校への対応を充実させていきます。

「②社会貢献の精神の育成」では地域清掃活動、美化活動、防災活動等を通して地域を構成する一員としての自覚を持たせるための活動を実施します。「③体育・健康教育の推進」で

は体育、運動能力等調査の結果に基づき、各学校の課題を明らかにしての事業改善推進プランの作成や、オリンピック教育推進校を中心としたオリンピック・パラリンピックに関する学習の実施などを推進していきます。

○**傳学務課長** 学務課では、食育に関する指導の充実に当たります。食に関する指導の全体計画、食育年間指導計画を全校で作成することを決定するほか、本年度は全校で郷土食に親しむ日を設け実施していく予定です。

○**加納指導室長** 二つ目の柱、「確かな学力の育成」について説明します。指導室では11の事業計画を立てています。「①個性と想像力を伸ばす教育の充実」では学力向上を図る取り組みとして、全国学力学習状況調査及び市の学力調査の結果の公表による教育活動の一層の改善・充実や、外部人材を活用した算数の補習教室、子供土曜塾の実施による学習意欲の向上、東京ベーシックドリルの活用による基礎的・基本的な学習内容の定着を図ってまいります。「②教育内容の改善」ではALT活用方法を研究し、資料の作成によりALTの活用の推進や、学校司書の配置による言語活動の充実と読書活動の推進を図っていきます。「③学習指導の工夫・改善の推進」では小中連携の日や、小学校算数や中学校数学での習熟度別指導を実施していきます。「④家庭との連携による学習習慣の確立」では学力調査の結果を学校だよりや保護者会等により保護者に説明し、家庭での生活習慣や学習習慣の重要性等について理解・啓発を図っていきます。

続いて、三つ目の柱「信頼される教育の確立」について説明します。指導室では九つの事業計画を立てています。「校長のリーダーシップの確立」では教育委員と小・中学校校長による意見交換会や組織体として機能する学校づくりの推進を図るための、ミドルリーダーを育成する学校マネジメント講座を実施します。「②教員の資質と指導力の向上」では、全小中学校への指導室訪問や授業改善研究会での教員への直接指導による授業改善や、教育センター事業の充実を図っていきます。「④安全で安心して学べる教育環境の整備・充実」では、教育条件の整備として、小・中連携の日を3回実施します。ここでの小・中連携の日の実施は、小・中学校の教員が学習指導及び生活指導における情報を相互に共有することを目的としています。2の柱の「確かな学力の育成」の③のb)でも小・中連携の日について述べていますが、こちらは児童・生徒が直接交流を行い、体験を共有することで児童・生徒の豊かな人間関係の育成を目的としています。目的が異なりますが同じ事業ですので「再掲」と表示しています。

○**傳学務課長** 三つ目の柱の「③特別支援教育の充実」にお戻り願います。新しい制度である特別支援教室の開設に向けて情報収集に努めるほか、本年4月に開設している久留米中学校と西中学校において特別支援学級を新しく新設する計画になっています。「④安全で安心して学べる教育環境の整備・充実」では、c)の「学校給食の充実」として、第二小学校の給食調理業務委託の契約の締結に向けて、本年度に活動を進めています。

○**林総務課長** 総務課では「④教育環境の充実」について3項目の事業を載せています。芝生化については、西中学校で本年度の芝生化の工事を実施しています。「耐震化」では、大規模改修で遅れていましたが平成25年度から復活し、本年度は小山小学校と南町小学校において大規模改造工事を実施しました。また、神宝小学校と中央中学校の大規模改造工事に伴う実施設計委託を実施しています。また、「非構造部材の耐震化」では、平成26年度は中学校体育館のバスケットゴールの耐震化設計委託を実施するとともに、久留米中学校、南中

学校、大門中学校の吊り下げ式バスケットゴールほかの改修工事を実施していく予定です。

○市澤生涯学習課長 生涯学習課では「④安全で安心して学べる教育環境の整備・充実」の f)「放課後子ども教室の推進」ということで、平成25年度まで行われていませんでしたが、26年度に、「放課後子ども総合プラン・放課後児童健全育成事業」の改正を踏まえ、放課後子ども教室の実施に向けての体制を整え、準備を行っていきます。続いて、四つ目の柱である「生涯学習社会の構築」の「①生涯学習活動の充実」ですが、生涯学習活動の振興を図る関連情報の収集・提供・相談機会の充実が必要となるため、26年度は市のホームページ等をさらに活用して各種情報を提供するとともに、市民に浸透するよう、生涯学習事業を一括掲載した年間カレンダーの発行を継続していきます。また、学びの成果を地域に生かせる仕組みづくりを行うため、市民大学事業の拡充に努めるとともに、受講生らによる自立した地域活動が生まれるように支援を継続していきます。「③文化財の保護と活用の推進」ですが、文化財の保護に当たっては市民や宅地開発事業者は責務が明確化されていますので、26年度も啓発に努め、文化財保護行政の充実を図っていきます。埋蔵文化財や遺跡については、26年度も引き続き、六仙遺跡などの必要個所の調査を図っていきます。b)「文化財の活用と確実な伝承・継承の推進」については、現状の公開・活用の推進事業が充実するよう、分かりやすく興味深い情報発信のための仕組みづくりを検討し、本年、子どもたちや市民を対象とした講座の実施を推進していきます。郷土資料室等の文化財展示施設の充実を図るとともに、積極的なPRに努めていきます。無形民俗文化財の継承のため、お囃子や太鼓など、修繕費の補助や支援を継続していきます。「④市民スポーツの振興」ですが、スポーツ事業の充実を図るため、取り組みやすく心身への負担の少ない種目を調査研究し、その奨励と普及に努めることと、市民の自主的な取り組みを促進するための各種教室事業や大会事業の充実を図っていきます。また、スポーツ推進委員に初級障害者スポーツ指導員養成講座に参加していただき、障害者スポーツの普及を図るための事業の取り組みも始め、充実を図っていきます。スポーツ環境の整備としては、指定管理者制度を生かしながらサービスの一層の充実を図るとともに、民間のノウハウを生かした施設の長寿命化を促進していきます。スポーツ推進委員会のさらなる活性化を促し、市民スポーツ団体への支援を継続するとともに、連携を促進していきます。

○岡野図書館長 図書館事業の充実について説明します。具体的施策の a)「資料・情報提供の充実と学習支援」については三つの施策の下に事業を展開していきますが、具体的計画には今年度の重点と新規事業を挙げています。a)「資料・情報提供の充実と学習支援」については昨年度に図書館システムが改まり、また、貸し出し冊数の増加等を行いました登録率が19%にとどまったことがあり、今年度はこの登録率を上げていきたいと考えています。資料の選定についてですが、新たに1万6,000冊以上の図書を受け入れる目標を持って選定しています。各図書館で市民のニーズに応える資料提供を行うため、資料の購入をしていきます。新規事業として、商用データベースや国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの提供を市民向けに開始し、レファレンスサービスの充実を図ってきたいと考えています。b)の「歴史的な行財政資料・地域資料の収集保存」についてはこれまでどおり文化財担当と協力して資料の収集と保存を継続し、また、収集した資料を展示して皆様に見ていただく事業を行っていきます。新たな事業としては、仮称ですが「市民が語る」というような、町の歴史を保存するという意味でオーラルヒストリーの事業を始めたいということで準備し

ています。

最後に、c)「子ども読書活動の推進」についてです。今年度からも第二次子ども読書活動推進計画がスタートしました。特に、重点施策である乳幼児向けの読書活動の充実については、今年度、新たに乳幼児向けの推薦図書リストを作成し、その活用について進めていきます。学校図書館の充実についてはこれまでも指導室や総務課と連携した事業を行っていますが、今年度は全中学校を図書館の司書が訪問し、特に、学校図書館の充実や読書活動についての支援を行い、学校図書館整備計画を引き続き推進していくことを事業として行っていく予定です。

○東教育部長 教育委員会ではこの個別計画に基づき、平成26年度には学校、家庭、地域や各関係機関等の連携・協力を図りながら、この計画実現に向けて取り組んでいます。

○尾関委員長 これより質疑に入ります。意見もありますか。

多くが「既にもう計画が進んでいる」「もう行った」ということです。ほとんどの事業は来年にまたがるものであるということですね。

○東教育部長 この計画は平成26年度の事業になりますが、平成27年度の計画については改めて12月には案をお示しし、来年1月には、平成27年度の当初予算に基づいて単年度の計画として決定していただきたいと考えています。平成27年度の内容によっては26年度の事業が引き続き行われるということもあります。

○尾関委員長 これで質疑を終わります。特に意見がなければ討論を省略し、これより採決に入ります。「議案第73号 東久留米市教育振興基本計画～平成26年度事業計画について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第73号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第74号の上程、説明、質疑、採決について

○尾関委員長 日程第4、「議案第74号 平成26年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」を議題にします。教育長から提案理由の説明を願います。

○直原教育長 「議案第74号 平成26年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」上記議案を提出します。平成26年10月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳細については教育部長から説明します。

○東教育部長 平成26年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）については、12月に予定されている第4回市議会定例会に向けて提案するものです。具体的には国庫支出金及び都支出金の歳入に関するものです。内容について総務課長から説明します。

○林総務課長 1枚おめくりください。今回の12月補正の目的は、国庫支出金及び都支出金の歳入予算を計上するものです。内訳としては国庫支出金が第三小学校受水槽改修、第六小学校大規模改造、都支出金が第三小学校受水槽改修に係る歳入の予算です。総額として840万4,000円の補正となります。国庫支出金について説明します。第三小学校受水槽改修、第六小学校大規模改造ともに、学校施設環境改善交付金の交付決定がされ、工事も完了し、今後、完了実績報告及び補助金の請求を行います。歳入の予算補正がこの時期になった理由です。第三小学校受水槽の改修については、本年1月ごろ、第三小学校の受水槽の継ぎ

目から多量に水漏れしており、修理不可能のため取り替えることに決定しました。歳出予算は計上したものの、国庫補助については2月に追加要求という形をとり、採択されるかどうか不明だったことから、当初予算での歳入計上を行いませんでした。この間、国の採択方針の決定、事業の確認調査が行われ交付決定されましたが、工事中であったことから、今回、補正をお願いするものです。

第六小学校の大規模改造についても同様に、本年1月ごろ、第六小学校の特別支援学級が児童数増加で2学級を増設する必要が生じていました。歳出予算は計上したものの、国庫補助については第三小学校受水槽と同様に追加要求となり、採択されるかどうか不明だったことから、当初予算に計上しなかったものです。以下の理由については第三小学校の受水槽改修と同様です。裏面をご覧ください。都の支出金について、第三小学校受水槽改修については181万8,000円の歳入の予算計上をします。この件については、公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金が国庫補助の中で採択見込みとなったことにより、東京都の非構造部材耐震化支援事業補助金について、国庫補助は3分の1ですが、その2分の1の6分の1の補助が東京都から採択される見込みとなったことから、今回、補正をお願いするものです。

○尾関委員長 間もなく定刻の午後5時になります。会議規則により会議時間は午前9時から午後5時までとなっています。ついては、会議の延長について各委員にお諮りします。午後5時を過ぎることを了承していただけますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、会議を続けます。

質疑に入ります。何か伺うことはありますか。なければ質疑を終了します。特に意見交換をしておくことはありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第74号平成26年度東久留米市一般会計(教育費)12月補正予算(案)について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第74号は承認することに決しました。

○東教育部長 議案第72号の人事案件に入る前に、教育委員会連合会についての報告を、矢部委員からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○矢部第一職務代理者 2点報告します。去る10月10日の金曜日に、東京都市町村教育委員会連合会の管外視察研修会がありました。こちらに出席してきましたので報告します。

当日は24市町村から83人の出席を得て、管外視察研修が行われました。これは研修推進委員会によって視察先が決定され、理事会で承認されたところです。予科練平和記念館、つくばにあるサイエンススクエアつくば、地質標本館、及び宇宙航空研究開発機構つくば宇宙センターの視察をしてきました。予科練平和記念館ですが、この地に予科練があったということで、そこで学んでいた、今であれば学齢期に当たる子どもたちがそこでどのような暮らしをし、何を思い、戦地に行ったのかということ語り部の方の話なども含めて伺いました。場所的に遠いため、多摩地域から子どもたちが社会科見学で行くことは難しいかもしれませんが、いろいろな資料を活用して平和教育に生かせないか、という趣旨でこちらが選定されたと聞いています。

つくばのさまざまなサイエンス関係の施設と宇宙センターでは、ガイドによる説明がありました。こちらは一般参観も多いということですが、団体にはガイドが付くそうです。ここもバスで相当時間がかかる所にありますので、小学生の場合には帰宅時間が相当遅くなってしまうという意見もありましたが、実際に、宇宙に飛ばしたものと見本が見られるということで、理科教育では非常に有用なのではないかという意見が出ました。2台のバスに分かれて行きましたが、車中では自治体ごとの課題等の発表などもあり、情報交換を行ってきました。以上が管外視察研修会についての報告です。

もう1点は、11月4日に第4ブロック研修会に出席してきますので、戻りましたら報告いたします。市町村教育委員会連合会は四つのブロックに分かれており、本市は第3ブロックに所属しています。第3ブロックの研修会の内容はまだ詳細が発表されていませんが、決まり次第お知らせします。このたび、第4ブロック、の研修会が昭島市で行われるというお知らせがありました。ブロック外でも関心のある人は行っても良いということにして、今回は「地方教育行政法の改正の背景～論議と今後の教育委員会のあり方」というテーマでの講演がありますので、これに事務局と私で出席し話を伺ってくる予定です。こちらについても報告します。

○尾関委員長 ありがとうございます。以上で諸報告を終わり、これより人事案件の審議に入ります。傍聴の方はご退席願います。

(傍聴者退出)

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

---

※第13回臨時会は人事案件の審議を行った後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年10月27日

委員長 尾関 謙一郎（自 書）

署名委員 名取 はにわ（自 書）